

4 戦没者遺骨のDNA鑑定について

(DNA鑑定の概要)

戦没者の遺骨については、平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会の報告書」を踏まえ、平成15年度から、一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対してDNA鑑定を国費により実施している。

なお、身元が判明した場合には、受領を希望する遺族が居住する都道府県を通じて遺骨の伝達を行っている。

(DNA鑑定の実施条件)

戦没者遺骨のDNA鑑定を行う条件は主として次のとおりである。

- (1) 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係ご遺族を相当程度の確率をもって推定できること
- (2) ご遺族がご遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- (3) 収集したご遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること

(DNA鑑定状況)

平成22年7月30日現在

処理年度	判 明	否 定	計	()書きの内訳
平成15年度	8	0	8	
平成16年度	47	24(18)	71	沖縄 17 件、ノモンハン 1 件
平成17年度	157	36	193	
平成18年度	168	245	413	
平成19年度	149	187(3)	336	沖縄 3 件
平成20年度	145	71(3)	216	沖縄 3 件
平成21年度	86(2)	76	162	硫黄島 1 件、東部ニューギニア 1 件
平成22年度	11(1)	30	41	フィリピン 1 件
計	771(3)	669(24)	1,440	

注1：上記件数は、約7,000柱の遺骨と遺族（約1,500家族）との鑑定結果である。

注2：()書きは、旧ソ連地域抑留中死亡者以外の遺骨の鑑定結果数であり、内数である。